

岐阜 A グループ 2月クラブ訪問

皆様のクラブ訪問は、年度前を入れると今回で4回目となります。
(年度前、7月のIM前、IMでの合同例会、今回)
この後 年度末にもう一度訪問させていただきます。

2017年となり、会務も半分が過ぎ役員の方々もホッとされている頃、
また次年度役員の方にとってはこれからが正念場といったところか
と、ご拝察いたします。

さて、私の所属しているクラブの今年度の会長挨拶では、毎回ロー
タリーについての話をしています。毎回というとなかなか研究も大
変だろうと思いますが、先日はロータリークラブの法律的な位置づ
けについての話でした。

ロータリークラブは「権利能力無き社団」であろうという結論でした。社団は①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、
③構成員の変更に関わらず団体そのものが存続し、④代表の方法、
総会の運営、財産の管理についてのルールが確定している、という
団体を指すということです。自然人ではないし、法律で定められて
いる法人格も持っていないので、権利能力はありませんが、実態
としてそう困ることもないで、これで良いのではないかという結
論でした。

そんなロータリークラブですが、組織としては、国際ロータリーが
あり、地区があり、グループがあります。クラブの定款は国際ロー
タリーから示された定款に準拠し、それに沿った細則の制定を求
められています。

昨年の規定審議会でロータリーの考え方が大きく変わり、それに沿
った定款・細則を定め、またクラブを運営することが求められています。昨年11月に地区の情報部門委員長からクラブ宛に「情報委員
会からのお願い」という文書と、定款・細則の最新版についての「案
内」が来ていると思います。ご検討をお願いします。

また、1月31日付で「定款・細則の変更の達成状況アンケートとガ
バナーへの報告の計画」という文書も来ていますが、このアンケー

トの期限は2月10日となっていますので、こちらも宜しくお願ひし
ます。

次に、いまロータリーは会員が減少しつつあります。ロータリーの
活力をさらに上げるためには、各クラブの会員増強というのが、喫
緊の課題となっています。

今年度の地区の会員増強については、各グループ毎で増強セミナー
を実施するようにというご指示です。A グループでは3月5日(日)
に、岐阜都ホテルで会員増強セミナーを行います。このセミナーに
はクラブからは現・次期 会長・幹事・増強委員長に、地区からは
ガバナー、会員増強部門委員長などのご出席をお願いしています。

毎年このようなセミナーは開催されていますが、昨年度はクラブの
会員数別で4 グループに分かれて行われたようです。昨年の実績か
ら今年度はグループ別とされたようです。当日のプログラムや意見
交換会のテーマに昨年度の報告を参考とさせていただきました。参
加される方は、どうかこのセミナーでの各クラブのご意見などを参
考にされ、増強にお役立てください。

立春も過ぎ、暦の上では春ですが、まだまだ寒い日は続きます。
皆様方にはお体には十分お気を付けいただき、よき春をお迎え頂け
るよう祈念申し上げます。